（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

（税込）

利用を認める著作物				利用方法及び補償金の額				
No.	題号	著作者名	発行年月	著作物名	発行部数	補償金の額（円）	追加複製に係る補償金の額（円）	追加複製に係る巻ごとの補償金の額(円)
1	第１条中「Ⅳ　権利濫用」	植林　弘	1964年11月	注釈民法／第１巻／総則(1)	300	29,520	29,520	36,900
2	第19条、第20条	山主　政幸	1964年11月	注釈民法／第１巻／総則(1)	300	7,380	7,380	
3	前注（§§203―204〔占有権の消滅〕）、第203条、第204条、第205条	松本　暉男	1968年12月	注釈民法／第７巻／物権(2)	300	8,280	8,280	8,280
4	第370条、第371条、第372条	西沢　修	1982年１月	注釈民法／第９巻／物権(4)　増補再訂版	300	10,800	10,800	26,280
5	第373条、第374条、第375条、第376条	西沢　修	1982年１月	注釈民法／第９巻／物権(4)　増補再訂版	300	12,960	12,960	
6	第373条（追加）	西沢　修	1982年１月	注釈民法／第９巻／物権(4)　増補再訂版	300	2,520	2,520	
7	第466条	植林　弘	1965年11月	注釈民法／第11巻／債権(2)	600	25,668	12,834	12,834
8	前注（§§521―532）中「Ⅰ　事実的契約関係」	植林　弘	1966年９月	注釈民法／第13巻／債権(4)	300	12,600	12,600	44,352
9	第529条、第530条、第531条、第532条	植林　弘	1966年９月	注釈民法／第13巻／債権(4)	300	27,720	27,720	
10	第542条中「Ⅰ　本条の存在意義」、「Ⅱ　定期行為」、「Ⅲ　定期行為の不履行と解除」	植林　弘	1966年９月	注釈民法／第13巻／債権(4)	300	4,032	4,032	
11	事務管理・不当利得法総論中「B　外国制度：Ⅰ　ドイツの制度」	山田　幸二	1976年12月	注釈民法／第18巻／債権(9)	300	38,220	38,220	43,290
12	第703条中「F　商法上の不当利得」	宮川　茂夫	1976年12月	注釈民法／第18巻／債権(9)	300	5,070	5,070	
13	第710条、第711条	植林　弘	1965年９月	注釈民法／第19巻／債権(10)	600	52,332	26,166	33,108
14	第721条	植林　弘	1965年９月	注釈民法／第19巻／債権(10)	600	5,874	2,937	
15	第724条	植林　弘	1965年９月	注釈民法／第19巻／債権(10)	600	8,010	4,005	
16	序説中「(一)　親族法の意義」	青山　道夫	1966年11月	注釈民法／第20巻／親族(1)	300	6,318	6,318	15,552
17	第730条	青山　道夫	1966年11月	注釈民法／第20巻／親族(1)	300	3,159	3,159	
18	前注（近代婚姻の成立と特質）	青山　道夫	1966年11月	注釈民法／第20巻／親族(1)	300	6,075	6,075	
					合　計	266,538	220,596	220,596

○文化庁告示第三十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育出版（代表取締役社長　中村雅夫）

三　利用方法

①　出版用教材（別表参照）に複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

②　WEB用教材（別表参照）に複製又は翻訳及び複製し、公衆送信及び公衆に伝達する。